

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月4日

支出負担行為担当官

那覇地方法務局長 豊田 英一

1 工事概要

(1) 工事名

令和3年度那覇地方法務局宜野湾出張所トイレ等改修工事

(2) 工事場所

那覇地方法務局宜野湾出張所

沖縄県宜野湾市伊佐四丁目1番20号

(3) 工事内容

ア 本工事は、那覇地方法務局宜野湾出張所庁舎1階及び2階トイレの既設小便器のセンサー、洗面器の自動水栓、洗面器の石鹼水（露出壁掛型）、大便器のウォシュレット等を撤去及び新規設置する。

イ 上記アを行った後、トイレ内の全ての天井、壁、便器及び床等を抗ウイルス化、消臭化、抗菌化、防カビ化及び防汚化するものである。

(4) 工期

令和3年11月30日（火）まで

(5) その他

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分において、法務省の令和3・4年度における「建築一式工事に係るD以上の等級」又は「水道施設工事（資格区分なし）」の一般競争参加者の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第1

54号)に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。
- (8) 後記3(2)の入札説明書等の交付を受けた者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-8544

沖縄県那覇市樋川一丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎

那覇地方法務局会計課施設係 (担当: 冨名腰)

電話: 098-854-7960

FAX: 098-835-4038

(2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

令和3年6月4日(金)から6月25日(金)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 交付場所等

上記(1)の場所

なお、郵送による交付を希望する者は、上記(1)に電話連絡の上、交付方法を確認すること。

(3) 申請書の提出日時、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

令和3年6月4日（金）から6月25日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出場所

上記(1)に同じ

ウ 提出方法

申請書に「令和3・4年度の法務省一般競争参加資格に係る資格決定通知書の写し」、「誓約書（役員名簿含む。）」及び「施工実績を証する書面」を添えて、持参又は郵送（書留郵便に限る。期限内必着）すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和3年8月3日（火）午後5時15分まで

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ

(ウ) 提出方法

持参若しくは郵送（書留郵便に限る。期限内必着）すること。

イ 開札

(ア) 日時

令和3年8月4日（水）午前10時

(イ) 場所

〒900-8544

沖縄県那覇市樋川一丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎
那覇地方法務局3階専用会議室

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行那覇支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要。ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式による契約書を作成する。

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

前記3(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

前記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も前記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書等による。